

さいたま市契約公報

第 1 3 号

令和元年 7 月 1 6 日 発行

発行所

さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号

さいたま市役所

(財政局契約管理部契約課)

目 次

特定調達契約に係る一般競争入札の公告 (2 件)

- 東岩槻第 1 排水区下水道工事 (北建-R 1-2 0 2) 1
- 体外式除細動器の購入..... 1 0

特定調達契約の落札者等の公示

- ・さいたま市コラボレーションシステム賃貸借..... 1 4
- ・さいたま市電子文書管理システム機器賃貸借 (平成 3 1 年度更新分) 1 5
- ・さいたま市統合運用管理業務..... 1 5
- ・平成 3 1 年度電気自動車用急速充電器賃貸借..... 1 5
- ・主電極棒 (ニップル含む) の購入..... 1 5

競争入札参加資格審査に関する告示 (1 件)

- 平成 3 1 ・ 3 2 年度競争入札の参加資格に関する追加受付の審査結果..... 1 5

一般競争入札の告示 (5 件)

- 動画・画像等編集用端末機器等賃貸借..... 1 6
- さいたま市工事成績評定システムサーバ機器賃貸借..... 1 9
- 母体胎児監視システムの購入..... 2 1
 - 診察台の購入..... 2 1
 - 経皮的心肺補助システムの購入..... 2 1
 - 保冷枕用冷凍庫の購入..... 2 1
 - パルス波治療器の購入..... 2 1
- さいたま市家庭的保育者等研修業務..... 2 4
- さいたま市立大宮北高等学校電子顕微鏡賃貸借..... 2 7

[水道局]

特定調達契約の落札者等の公示

- ・水道メーターの購入 (その 1) 3 0
- 水道メーターの購入 (その 2) 3 0
- 水道メーターの購入 (その 3) 3 0
- 水道メーターの購入 (その 4) 3 0
- ・逆流防止弁付水道メーターパッキンの購入..... 3 0

○特定調達契約に係る一般競争入札の公告

さいたま市公告 (調達) 第 6 1 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、さいたま市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成15年さいたま市規則第132号）第5条の規定により、次のとおり公告する。

令和元年7月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 契約整理番号

31-4387-20

(2) 工事名

東岩槻第1排水区下水道工事（北建-R1-202）

(3) 工事場所

さいたま市岩槻区諏訪4丁目地内外

(4) 工事期間

契約確定の日から令和5年3月17日まで

(5) 工事概要

貯留施設工 プレキャスト雨水地下貯留施設（66.0m×43.6m×7.0m）一式 柱列式連続壁工一式 地盤改良工（深層改良）一式 管きょ工 泥濃式推進工（φ1800mm）139.2m 刃口式推進工（φ1800mm）10.5m 開削工（放流渠）115.3m 人孔工 分水人孔（16.55m×2.55m）1基 管理人孔（3.00m×3.35m）1基 マンホールポンプ工一式

(6) 予定価格

4,343,119,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(7) 調査基準価格

設定する（失格基準なし）

(8) 本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事」の対象案件である。

(9) 本工事は、消費税率10%として取り扱う。

2 入札参加資格

本工事の入札に参加できるのは、次の(1)から(11)までの要件を満たす構成員により結成された3者による特定共同企業体とし、その結成方法は、(12)によるものとする。

(1) 平成31年度さいたま市の特定調達契約に係る建設工事の競争入札の参加資格に関する審査を受け、業種「土木工事業」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「名簿」という。）に同業種で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該業種について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和元年7月22日（月）から令和元年7月30日（火）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

7号)第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本公告日から開札日までの間、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱(平成13年さいたま市制定)による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札参加資格の確認申請の日から開札日までの間、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- (5) 本公告日において、健康保険法(大正11年法律第70号)による健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による厚生年金及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)による雇用保険(以下「社会保険等」という。)に、事業主として加入している者であること。ただし、社会保険等の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- (6) 入札参加資格の確認申請の日において、土木一式工事に係る建設業法(昭和24年法律第100号)による特定建設業の許可を受けている者であること。
- (7) 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がない者であること。
- (8) 本公告日から落札決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。
- (9) 代表構成員となる者は、次の全ての要件を満たす者であること。
 - ア 入札参加資格の確認申請の日において、有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における総合評定値が、土木一式工事について1,200点以上であること。ただし、2(4)の手続開始の決定がされた者は、手続開始決定日以降の審査基準日のものとする。
 - イ 平成21年度以降に、連続地中壁による土留めを使用し、開削工法による掘削深10m以上の工事を元請けとして完成させた実績があること(共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。)
 - ウ 平成21年度以降に、貯留量5,000m³以上の雨水貯留施設築造工事を元請けとして完成させた実績があること(共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。)
 - エ 次の条件を満たす監理技術者を専任で施工現場に配置することができること。
 - (7) 一級土木施工管理技士の資格を有している者であること又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。
 - (4) 入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- (10) 代表構成員以外の構成員となる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

ア 入札参加資格の確認申請の日において、有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における総合評定値が、土木一式工事について850点以上であること。ただし、2(4)の手續開始の決定がされた者は、手續開始決定日以降の審査基準日のものとする。

イ 次の条件を満たす主任技術者を専任で施工現場に配置することができること。

(7) 一級土木施工管理技士の資格を有している者であること又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者であること。

(8) 入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

(11) 官公需適格組合については、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合数値を、平成31年さいたま市告示第497号の3(1)に定める算出方法の特例により算出した客観点数に読み替えて算定できるものとする。

(12) 特定共同企業体の結成方法

ア 3者による自主結成とする。

イ 構成員の出資比率は、20%以上とし、代表構成員の出資比率は、構成員中最大とする。

ウ 事業協同組合とその組合員は、同一の特定共同企業体の構成員として本工事の入札に参加することはできない。

エ 1者が複数の特定共同企業体の構成員として本工事の入札に参加することはできない。

3 入札手續の方法

本件入札は、さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）に基づき、入札手續を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。電子入札コアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者は、電子入札システムにより入札参加を行うこと。

4 設計図書等の閲覧又は貸出し

設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）は、市のホームページ及び入札情報公開システムに掲載する「東岩槻第1排水区下水道工事（北建-R1-202）発注図書公開URLファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロードURLを参照すること。

なお、閲覧又は貸出しを希望する場合は、代表構成員となり得る者が設計図書等貸出申請書を提出のうえ、次のとおり行うものとする。

(1) 閲覧又は貸出場所

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課

(2) 閲覧又は貸出受付期間

公告日から令和元年7月30日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

5 設計図書等に関する質問及び回答

設計図書等に関する質問及び回答については、次のとおりとする。

(1) 質問の方法

電子入札システム又は質疑応答書を持参とする。

なお、電子入札システムにより行う場合は、質問内容欄（題名、質問事項欄等）に特定の企業名や個人名を記入しないこと。

(2) 持参による提出先

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課
工事契約第1係 電話 048(829)1180

(3) 提出期間

公告日から令和元年7月30日(火)午後4時まで(持参による提出においては、休日を除く午前9時から午後4時まで)

(4) 質問に対する回答

令和元年8月9日(金)の午前9時から午後4時までの間に市のホームページ及び電子入札システムに掲載する。また、令和元年8月9日(金)の午前9時から午後4時までの間、さいたま市財政局契約管理部契約課において掲示する。ただし、回答の内容によっては書面のみにより行う場合がある。

6 入札説明書の交付等

入札説明書は、市のホームページ及び入札情報公開システムに掲載する。また、本入札に参加を希望する者に対し、交付するものとする。

(1) 交付場所

5(2)に同じ

(2) 交付期間

公告日から令和元年7月30日(火)まで(休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

ただし、明らかに参加資格がないと認められる者には交付しない。

7 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、次により、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格等確認申請書

イ 一般競争入札参加資格等確認資料

ウ 共同企業体入札参加資格審査申請書

エ 共同企業体協定書(共同企業体協定書第8条に基づく協定書を含む。)

オ 委任状(さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱(平成13年さいたま市制定)様式第4号)

カ 工事に配置予定の技術者に係る一級土木施工管理技士合格証明書の写し又は一級土木施工管理技士と同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定したことを証明する書類及び監理技術者においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び、監理技術者講習修了証の写し

キ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し(入札参加資格の確認申請の日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、カに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。)

ク 2(9)ア及び2(10)アに規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

ケ 2(9)イ及びウに規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事实績情報システム(CORINS)」の竣工時工事カルテ受領書(工事概要の記載されているもの)の写し。なお、共同企業体(乙型)と

しての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。

コ 社会保険等の加入に関する誓約書（社会保険等に全て加入している場合）又は社会保険等の適用除外に関する誓約書（社会保険等の全部又は一部について法令で適用が除外されている場合）。なお、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類の該当する状況の書類を併せて提出すること。

サ 資本関係又は人的関係確認書

シ 入札参加停止措置に関する誓約書

※ エ及びオについては、袋とじにして各構成員の割印を押すこと。

※ カ、キ、ク及びケについては、日本語以外で記載されているものは、日本語に翻訳したものを添付すること。

(2) 一般競争入札参加資格等確認申請書等の交付等

7(1)アからオ及びコからシの書類を、市のホームページ及び入札情報公開システムに掲載する。

(3) 一般競争入札参加資格等確認申請書等の提出

一般競争入札参加資格等確認申請書等の提出は、次のとおりとする。

なお、7(1)アにおける一般競争入札参加資格等確認申請書については、電子入札システムにおいて参加申請を行い、表示される「競争参加資格確認申請書受信確認通知」を印刷し、提出することで当該申請書とみなす。

また、電子入札システムを利用できない場合には、紙入札方式参加申請書とともに書面により提出すること。

ア 提出先

5(2)の場所に持参

イ 提出期間

令和元年7月22日（月）から令和元年8月6日（火）まで（休日を除く午前9時から午後4時まで）

ウ 提出部数

1部

(4) 一般競争入札参加資格等確認申請書等の受理

明らかに入札参加資格がないと認められるときは、一般競争入札参加資格等確認申請書等を受理しない。また、受理した一般競争入札参加資格等確認申請書等の返却は行わない。

(5) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果について、電子入札システムにより通知する。なお、電子入札システムにより通知できない者については、次のとおり通知する。

ア 通知場所

5(2)に同じ

イ 通知日時

令和元年8月9日（金）午前9時から午後4時まで

ウ 入札参加資格がない旨の確認通知には、その理由を示す。

エ 入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、その理由について、令和元年8月9日（金）

から令和元年8月19日(月)(休日を除く午前9時から午後5時まで)までに5(2)の提出先に書面又は口頭で説明を求めることができる。この場合、説明を求めた者に対し、令和元年8月21日(水)午後5時までに書面又は口頭により回答する。

8 入札書の提出方法及び開札日時等

入札書の提出方法及び開札日時等については次のとおりとする。なお、変更する場合は、別途通知する。

(1) 提出方法

原則として電子入札システムにより行うこと。

(2) 提出期間

令和元年8月27日(火)午前9時から令和元年8月29日(木)午後5時まで

(3) 郵送又は持参による入札

入札に参加を希望する者が電子入札システムにより入札参加を行うことが出来ない場合は、郵送又は持参による紙での入札を受け付ける。

ア 提出先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課工事契約第1係

イ 提出方法

郵送による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便によること。

ウ 提出期間

令和元年8月27日(火)午前9時から令和元年8月29日(木)午後5時必着(持参による場合は午前9時から午後5時まで)

9 開札の場所及び日時

(1) 開札場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(2) 開札日時

令和元年8月30日(金)午後1時30分

10 落札の決定方法

さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、当該入札価格によっては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の範囲内をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とすることがある。

11 入札に関する注意事項

(1) 入札参加資格者の確認

ア 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

イ 入札に参加する者の数が1者であっても、入札を執行する。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を

加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 提出書類

ア 入札時に入札金額見積内訳書を提出すること。

イ 代理人が持参により入札書を提出する場合には、委任状を提出すること。

(4) 入札の回数は、1回とする。

(5) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の確認通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(6) 独占禁止法等関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) その他

ア 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

イ くじは、電子入札システムの電子くじを使用する。

ウ 郵送又は持参による入札の場合においては、電子くじに使用する「くじ入力番号」として、任意の3桁の数字を入札書に記載すること。

1.2 落札者の決定に係る低入札価格調査制度に基づく調査基準価格

設定する。ただし、失格基準は設定しない。

1.3 入札保証金

免除する。

1.4 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

(2) 電子証明書を不正に使用した者がした入札

(3) 電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札

(4) 不備のある入札金額見積内訳書を提出した者がした入札

(5) 談合その他不正行為があったと認められる入札

(6) 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書類を提出した者がした入札

(7) 予定価格を超えた金額による入札

(8) 郵送又は持参による入札の場合において、次に掲げる入札をした者がした入札

ア 入札書の押印のない入札書の入札

イ 金額を訂正した入札書による入札

ウ 記載事項を訂正した場合において、その箇所に押印のない入札書による入札

エ 押印された印影が明らかでない入札書による入札

オ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札

カ 代理人で委任状を提出しない者がした入札

キ 他人の代理を兼ねた者がした入札

ク 2以上の入札書を提出した者がした入札又は2者以上の代理をした者がした入札

ケ 入札書が指定の日時まで指定の場所に到着しなかった者の入札

(9) その他公告に示す事項に反した者がした入札

1.5 契約保証金

(1) 落札者は、契約金額の100分の10以上（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）の契約保証金を納付又は次に掲げる有価証券等を担保として提出しなければならない。

ア 政府の保証のある債券

イ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条の金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し、又は支払い保証した小切手

ウ 銀行等の保証証書

エ 保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項の保証事業会社をいう。）の保証証書

(2) 次に掲げる者は、契約保証金の納付について免除する。

ア 保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証券を提出した者

イ 委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結し、その履行保証証券を提出した者

(3) 契約保証金は、契約の履行後、請負者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責に帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は、還付しない。

1.6 支払条件

(1) 前金払

当該会計年度における支払限度額の10分の4以内とする。この場合において、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 中間前金払

契約締結時に中間前金払を選択することができる。中間前金払を選択したときの中間前払金の額は、当該会計年度における支払限度額の10分の2以内とする。この場合において、1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

(3) 部分払

3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度とする。ただし、1.6(2)を選択した場合においては、当該会計年度末に部分払を請求する場合を除き、部分払を請求することはできない。

1.7 その他

(1) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- (2) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部契約課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (3) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事に専任で配置すること。
- (4) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (5) 開札は、一般に公開するものとする。ただし、傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (6) 議決の要否
否
- (7) 契約書作成の要否
要
契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。
- (8) 契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

18 担当課（問い合わせ先）

- (1) 入札事務を担当する課
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課工事契約第1係
電話 048(829)1180 FAX 048(829)1986
- (2) 工事を担当する課
さいたま市大宮区吉敷町1-124-1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課
電話 048(646)3263 FAX 048(646)3267

19 Summary

- (1) Contract for tender:
Sewage construction work of the Higashi-Iwatsuki Dai-ichi drainage area
- (2) Date and time for bid submission:
From August 27, 2019, 9:00 a.m. to August 29, 5:00 p.m.
- (3) Date and time for opening bid:
August 30, 2019, 1:30 p.m.
- (4) Contact point for the notice:
Contract Division, Contract Management Department, Finance Bureau,
Saitama City
6-4-4 Tokiwa, Urawa Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 330-9588, Japan
Tel: 048-829-1180

次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札に付します。

令和元年7月16日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

体外式除細動器

(2) 納入場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院新病院

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和元年12月27日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 平成31年度さいたま市の特定調達契約に係る物品納入等の競争入札の参加資格に関する審査を受け、種目「医療・衛生・福祉器材」内の営業種目「医療福祉器材」の資格を有すると認められた者であること。なお、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に同営業種目で登載されている者については、この審査を受けたものとみなす。名簿に登載のない者（当該営業種目について登載がない者を含む。）は、さいたま市財政局契約管理部契約課に所定の様式により、令和元年8月2日（金）までに資格審査の申請を行うこと。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の公告日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の公告日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく高度管理医療機器等販売業の許可を受けた者であること。

(5) 平成29年4月1日以降に、当該物品と同等の物品納入若しくは製造実績があることを証明できる者又は当該物品に係る製造者若しくは販売代理店等の出荷引受証明を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市緑区大字三室2460　さいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課
担当 用度係 電話 048(873)4274
 - (2) 交付期間
公告の日から令和元年8月8日(木)まで(さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く午前8時30分から午後5時15分まで)
 - (3) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
- 本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
- (1) 提出書類
ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和元年8月20日(火)午前8時30分から午後5時15分まで
 - (3) その他
郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。
- 6 入札手続等
- (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和元年8月26日(月)書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒336-8522 さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課用度係

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年8月28日(水)午前10時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院仮設棟1階会議室1

(4) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年8月28日(水)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市特定調達契約に係る競争入札参加者心得(平成15年さいたま市制定)第15条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課
電話 048(873)4274 FAX 048(873)5451

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 名簿に登載のない者でこの入札に参加しようとする者の資格審査申請書等の交付及び申請場所

ア 名簿に登載のない者の資格審査申請書等の交付

ホームページからダウンロードできる。また、さいたま市財政局契約管理部契約課において無償で交付する。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/010/005/p015031.html>

イ 申請場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

ウ 受付時間

休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

- (3) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (4) 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

- (1) Contract for tender:

External Defibrillator

- (2) Date and time of tender:

August 28, 2019, 10:00 a.m.

- (3) Contact point for the notice:

Finance Division, Department of Hospital Administration, City Hospital, Health and Welfare Bureau, Saitama City

2460 Mimuro, Midori Ward, Saitama City, Saitama Prefecture 336-8522, Japan

Tel: 048-873-4274

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市公示第14号

次のとおり落札者等について公示します。

令和元年7月16日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①14-1 ②さいたま市コラボレーションシステム賃貸借 一式 ③さいたま市都市戦略本部情報政策部 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和元年6月14日 ⑤東京センチュリー株式会社大宮支店 大宮支店長 阿部恒夫 さいたま市大宮区錦町682-2 ⑥3,080,000円(月額) ⑦随意契約 ⑧平成31年4月15日さいたま市公告(調達)第39号 ⑨地方自治法施行令(昭和

22年政令第16号)第167条の2第1項第8号該当

①14-2 ②さいたま市電子文書管理システム機器賃貸借(平成31年度更新分) 一式 ③さいたま市都市戦略本部情報政策部 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和元年5月31日 ⑤日立キャピタル株式会社本社 執行役 安栄香純 東京都港区西新橋1-3-1 ⑥5,182,320円(月額) ⑦一般競争入札 ⑧平成31年4月15日さいたま市公告(調達)第40号

①14-3 ②さいたま市統合運用管理業務 一式 ③さいたま市都市戦略本部情報政策部 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和元年6月19日 ⑤AGS株式会社 代表取締役 石井進 さいたま市浦和区針ヶ谷4-3-25 ⑥525,360,000円 ⑦一般競争入札 ⑧平成31年4月15日さいたま市公告(調達)第41号

①14-4 ②平成31年度電気自動車用急速充電器賃貸借 7基 ③さいたま市都市戦略本部未来都市推進部 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和元年6月4日 ⑤第一リース株式会社営業第四部 主任 小関航大 東京都港区虎ノ門1-2-6 ⑥510,159円(月額) ⑦一般競争入札 ⑧平成31年4月15日さいたま市公告(調達)第42号

①14-5 ②主電極棒(ニップル含む) 240本 ③さいたま市財政局契約管理部調達課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和元年5月15日 ⑤埼玉薬品株式会社 代表取締役 福本光靖 さいたま市見沼区卸町1-43 ⑥21,700,224円 ⑦一般競争入札 ⑧平成31年4月1日さいたま市公告(調達)第35号

○競争入札参加資格審査に関する告示

さいたま市告示第315号

さいたま市水道局告示第71号

平成31・32年度のさいたま市及びさいたま市水道局における競争入札の参加資格に関する追加受付の審査結果について、次のとおり公表する。

令和元年7月1日

さいたま市長 清水 勇 人
さいたま市水道事業管理者 森 田 治

競争入札参加有資格者数(令和元年7月1日名簿新規登載分)

	市内	県内	県外	合計
建設工事	14	11	34	59
設計・調査・測量	7	3	19	29
土木施設維持管理	7	6	1	14

物品納入等	23	10	53	86
業務委託	36	9	84	129
合計	87	39	191	317

※主たる営業所の所在地による

○一般競争入札の告示

さいたま市告示第368号

動画・画像等編集用端末機器等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年7月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

動画・画像等編集用端末機器等賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広報課

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和元年10月1日から令和5年9月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」又は「レンタル・リースその他」で掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤町6-4-4 さいたま市市長公室広報課

担当 細谷、近藤、中元 電話 048(829)1039

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/005/p065071.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和元年7月26日(金)まで(3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める条例(平成13年さいたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和元年7月30日(火)午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書等に記載された金額をもって落札価格とし、消費税及び地方消費税については別途契約書において定めるため、入札者は単価(月額)(税抜)を入札書等に記載すること。

(2) 入札参加資格の確認

ア 入札参加資格がある旨の確認通知を持参すること。

イ 入札参加資格がある旨の通知を受けた者であっても、入札時点において参加資格がない者は入札に参加できない。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年8月5日(月)午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第1会議室

(4) 入札保証金

見積もった金額(月額)に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年8月5日(月)入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書課

電話 048(829)1014 FAX 048(829)1018

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室広報課

電話 048(829)1039 FAX 048(829)1018

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(月額)に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市市長公室広報課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第370号

さいたま市工事成績評定システムサーバ機器賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年7月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市工事成績評定システムサーバ機器賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 借入期間

令和2年1月1日から令和6年12月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店等を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部工事検査課

担当 種村 電話 048(829)1849

(2) 交付期間

告示の日から令和元年8月2日（金）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さい

たま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和元年8月8日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に92円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年8月20日（火）午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第3会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さい

たまたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年8月20日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部契約課

電話 048(829)1179 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部工事検査課

電話 048(829)1849 FAX 048(829)1970

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部工事検査課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第372号

母体胎児監視システム外4件の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年7月11日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

- ア 母体胎児監視システム
- イ 診察台
- ウ 経皮的心肺補助システム
- エ 保冷枕用冷凍庫
- オ パルス波治療器

(2) 納入場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院新病院

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 納入期限

令和元年12月27日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「医療・衛生・福祉器材」内の営業種目「医療福祉器材」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

(5) 平成29年4月1日以降に、当該物品と同等の物品納入若しくは製造実績があることを証明できる者又は当該物品に係る製造者若しくは販売代理店等の出荷引受証明を受けている者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課

担当 用度係 電話 048(873)4274

(2) 交付期間

告示の日から令和元年7月31日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号)第1条第1項に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、競争入札に付する件名ごとに入札参加申込及び入札参加資格の確認審査(以下「確認審査」という。)の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札に付する件名ごとに競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和元年8月9日(金)午前8時30分から午後5時15分まで

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

競争入札に付する件名ごとに総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

(ア) 1(1)アの物品 令和元年8月21日(水)午前10時00分

- (イ) 1(1)イの物品 令和元年8月21日(水) 午前10時15分
- (ウ) 1(1)ウの物品 令和元年8月21日(水) 午前10時30分
- (エ) 1(1)エの物品 令和元年8月21日(水) 午前10時45分
- (オ) 1(1)オの物品 令和元年8月21日(水) 午前11時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市立病院新エネルギーセンター会議室

(3) 入札保証金

競争入札に付する件名ごとに見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年8月21日(水) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460 さいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課
電話 048(873)4274 FAX 048(873)5451

8 契約手続等

(1) 契約保証金

落札者となった件名ごとに契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

- (1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局市立病院経営部財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

- (2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第359号

さいたま市家庭的保育者等研修業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施

行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年7月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市家庭的保育者等研修業務

(2) 履行場所

各研修開催会場外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和元年12月27日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成31・32年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「その他」の受注希望業務「その他」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 告示の日から過去2年の間、国又は地方公共団体から同種業務を受託し、適切に実施した実績を有する者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書、仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付場所

ア さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局幼児未来部のびのび安心子育て課

担当 計画係 電話 048(829)1928

イ さいたま市ホームページからダウンロード

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p065780.html>

(2) 交付期間

告示の日から令和元年7月23日（火）まで（3(1)アにおいては、さいたま市の休日を定める

条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)アに同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)アに同じ

(2) 交付日時

令和元年7月26日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に82円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、入札に参加できないものとする。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。入札金額は、当該業務に係る経費の全てを含めること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月30日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階第3会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月30日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局幼児未来部のびのび安心子育て課
電話 048（829）1928 FAX 048（829）2516

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局幼児未来部のびのび安心子育て課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第355号

さいたま市立大宮北高等学校電子顕微鏡貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和元年 7 月 8 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市立大宮北高等学校電子顕微鏡賃貸借
- (2) 借入場所
さいたま市北区奈良町 9 1 - 1
- (3) 数量・特質等
仕様書のとおり
- (4) 借入期間
令和元年 9 月 1 日から令和 6 年 8 月 3 1 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、平成 3 1 ・ 3 2 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「レンタル・リースその他」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者
 - イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤 6 - 4 - 4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部高校教育課
担当 管理係 電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 6 7 3
- (2) 交付期間
告示の日から令和元年 7 月 2 4 日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで）
- (3) 交付費用
無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に掲載されている者であっても、入札期日において確

認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和元年7月26日(金) 午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に82円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書等に記載された金額のうち、令和元年10月1日の前日までに行う課税資産の譲渡等(消費税法(昭和63年法律第108号)第2条第1項第9号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下同じ。)に係るものとして見積もった金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)と、令和元年10月1日以後に行う課税資産の譲渡等に係るものとして見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を合算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額のうち、令和元年10月1日の前日までに行う課税資産の譲渡等に係るものとして見積もった金額の108分の100に相当する金額に、令和元年10月1日以後に行う課税資産の譲渡等に係るものとして見積もった金額の110分の100に相当する額を加算した金額を入札書等に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月31日(水) 午前11時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月31日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課
電話 048(829)1673 FAX 048(829)1990

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市教育委員会事務局学校教育課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

〔水道局〕

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市水道局公示第16号

次のとおり落札者等について公示します。

令和元年7月16日

さいたま市水道事業管理者 森 田 治

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①16-1 ②(1)水道メーターの購入（その1） 10,270個（平型20mm） (2)水道メーターの購入（その2） 10,270個（平型20mm） (3)水道メーターの購入（その3） 10,270個（平型20mm） (4)水道メーターの購入（その4） 10,270個（平型20mm） ③さいたま市水道局業務部管財課 さいたま市浦和区常盤6-14-16 ④令和元年6月20日 ⑤(1)、(2)及び(3)アズビル金門株式会社さいたま営業所 所長 柿木敏文 さいたま市中央区本町西4-18-1 (4)東洋計器株式会社北関東支店 支店長 赤羽誠 さいたま市北区宮原町4-2-20 第3益山ビル3階 ⑥(1)27,445,338円 (2)27,605,340円 (3)及び(4)27,396,252円 ⑦一般競争入札 ⑧令和元年5月7日さいたま市水道局公告（調達）第12号

①16-2 ②逆流防止弁付水道メーターパッキンの購入 54,930個 ③さいたま市水道局業務部管財課 さいたま市浦和区常盤6-14-16 ④令和元年6月20日 ⑤株式会社ひろい 代表取締役 廣井雅治 さいたま市中央区大戸1-29-2 ⑥37,884,672円 ⑦一般競争入札 ⑧令和元年5月7日さいたま市水道局公告（調達）第13号